

勞農民衆黨綱領・政策・規約

綱 領

- 一、我等は無產階級の生活権を確立し合法的手段に依り政治並に經濟組織の改革を期す。
- 二、我等は資本主義の生産並に分配方法に關する不合理なる諸制度の改革を期す。
- 三、我等は特權階級のみの利害を代表する既成政黨並に社會進化の過程を無視する急進主義者を排し議會政治の徹底的改革を期す。

政 策

- 一、普通選舉の徹底
- 二、議院制度の改革
- 三、無產階級運動を抑壓する諸法令の撤廢
- 四、殖民地に於ける差別の撤廢
- 五、軍備の縮少と兵卒待遇の改善
- 六、徵兵制度に基く本人並に家族の窮乏者扶助實施
- 七、財政並に稅制の根本的改革
 - イ、地租、所得稅、相繼稅、資本利子等の高率累進賦課
 - ロ、生活必需品の消費稅撤廢
- 八、金融機關の民衆化
- 九、教育制度の根本的改革
 - イ、普通教育の公費制徹底
 - ロ、高等教育機関の民衆化
 - ハ、割一的教育の打破
- 十、冤罪並に不當拘束に對する國家の補償
- 十一、國民外交の確立

- 経 濟
- 十二、重要產業の社會化
- 十三、耕作權の確立 小作料の合理化
- 十四、團結權、罷業權並に團體契約權の確立
- 十五、最底賃銀法の制定
- 十六、八時間労働制の確立
- 十七、少年及婦人の夜間労働、長時間労働、坑内労働及危險作業の禁止
- 十八、工場法、礦業法、海員法等の改正
- 十九、女子の公法上並に私法上に於ける差別の撤廢